

古い建築物の解体や燃えにくい建築物の新築をご検討の場合

### 建築物不燃化推進事業補助

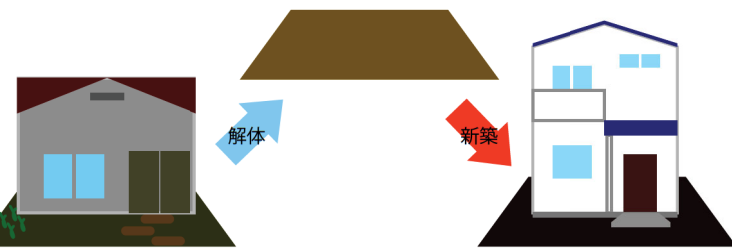
老朽建築物の解体費や、準耐火建築物などの耐火性の高い建築物の新築工事費に対して、それぞれで最大150万円を補助します。

解体後に建築物の新築の予定がない場合は、土地活用方法について、市役所・地域への貸付け等も是非ご検討ください。

【都市整備局 防災まちづくり推進課 045-671-3595】

対象地区 木造建築物安全相談事業と同じ

補助上限 解体費 上限150万円  
新築工事費 上限150万円



郵便はがき



横浜市中区北仲通4-40  
商工中金横浜ビル5階

一般社団法人  
横浜市建築士事務所協会  
「木造建築物安全相談事業」係

ご記入いただいた内容については、  
本事業の目的以外には使用しません。



より安全な建築物への改修をご検討の場合

### 地震火災対策のための専門家相談制度

特定の地域で、老朽建築物の解体等を行うにあたっての課題等への対処方法等について、専門家(司法書士・土地家屋調査士・弁護士)に無料で相談いただけます。

【都市整備局 防災まちづくり推進課 045-671-3595】

今ある建築物の開口部の耐火性・断熱性を高めたい場合

### 建築物開口部不燃化等改修事業補助

特定の地域で、平成27年6月以前に着工した住宅において、窓などの開口部を耐火性・断熱性が高いものに改修する工事費に対して、最大100万円を補助します。(工法や窓の仕様などによっては補助対象外のものがあります。)

【都市整備局 防災まちづくり推進課 045-671-3595】

地震による電気火災を防止する場合

### 感震ブレーカー助成事業

大規模地震時に電気の供給を遮断し、電気火災を防ぐ感震ブレーカーの器具代の全額または一部助成や取付の支援を行っています。(地域によって助成額が異なります。)

【総務局 危機管理室 地域防災課 045-671-3456】

地震による家具転倒を防止する場合

### 家具転倒防止対策助成事業

地震時のけが等を防止するために、家具転倒防止器具の無料取付代行と器具代の全額または一部助成を行っています。(対象要件あり。地域によって助成額が異なります。)

【総務局 危機管理室 地域防災課 045-671-3456】

今ある建築物の耐震性を高めたい場合

### 木造住宅耐震改修促進事業

市内全域の平成12年5月以前に着工した2階建て以下の在来軸組構法の木造個人住宅を対象とした耐震改修の補助です。【建築局 建築防災課 045-671-2943】

地震によるブロック塀等の倒壊を防止する場合

### ブロック塀等改善事業

「道路等に面する高さ1メートル以上のブロック塀等で、地震時に倒壊するおそれのあるもの」の改善工事費の一部を補助します。

【建築局 建築防災課 045-671-2930】

## 木造建築物安全相談事業

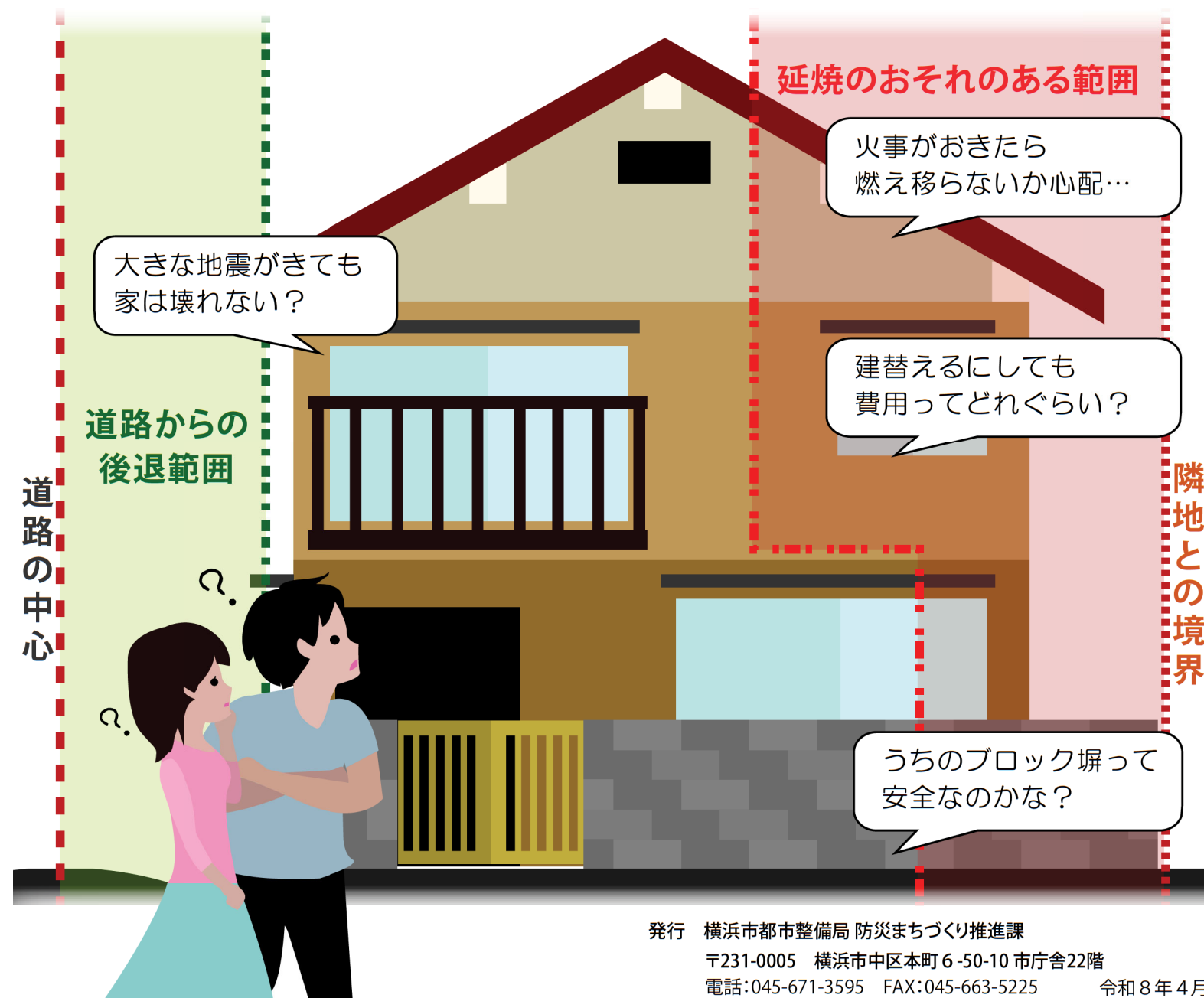
# 古い木造建築物の 安全性などを調査する専門家を

# 無料で派遣します。

横浜市 安全相談事業

検索

本事業は、インターネットからもお申し込みいただけます。





# 木造建築物安全相談事業とは

古い木造建築物の耐火性能や耐震性のチェックのほかに、擁壁・崖・ブロック塀等の状態、敷地に接する道路の状況などの調査を行い、**改善策**や**解体・改修に利用できる補助制度**などをご説明させていただく**専門家（建築士）を無料で派遣**する事業です。

## <内容>

### 1 現地調査（訪問1回目）

- 耐火性能の調査
- 耐震診断 ※対象となる要件を満たす場合のみ
- 擁壁、崖、ブロック塀などの現況調査
- 敷地に接する道路の状況

### 2 調査結果の説明（訪問2回目）

- 耐火性の状態や耐震性と改善策、概算費用
- 擁壁やブロック塀などの状態や改善策
- 利用できる補助制度のご案内 など

## 対象となる建築物

次の要件すべてを満たす建築物が対象となります。

- 建築物の所在地が下記事業対象地区内である
- 2階建て以下の木造建築物である
- 築22年以上である
- 申込者は建築物の所有者である

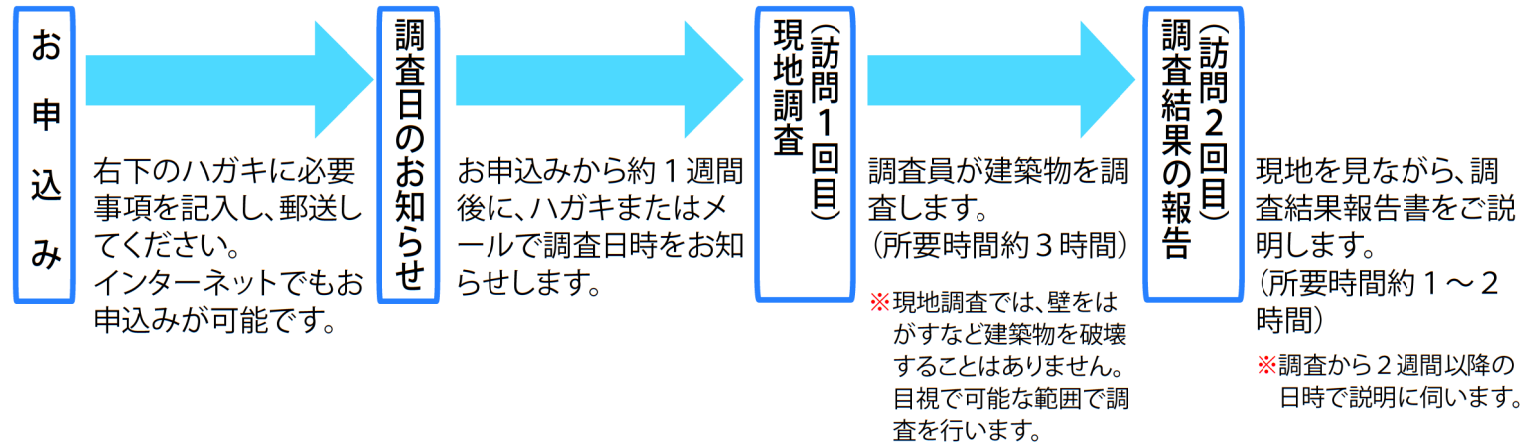
### 【ご注意】耐震診断の対象について

安全相談事業で耐震診断を実施するのは、上記要件に加え、次の要件をすべて満たす建築物のみになります。

- 用途：住宅（併用住宅も可）
- 建築年月：平成12年5月以前
- 構造：在来軸組構法

# ご利用の流れとお申込み先

事業の流れは以下の通りです。ご不明な点は下記までお問い合わせください。



**問合せ先** お申込みをご希望の場合は、ハガキを切り取ってお送りください。電話ではお受けできません。

**一般社団法人 横浜市建築士事務所協会「木造建築物安全相談事業」係**

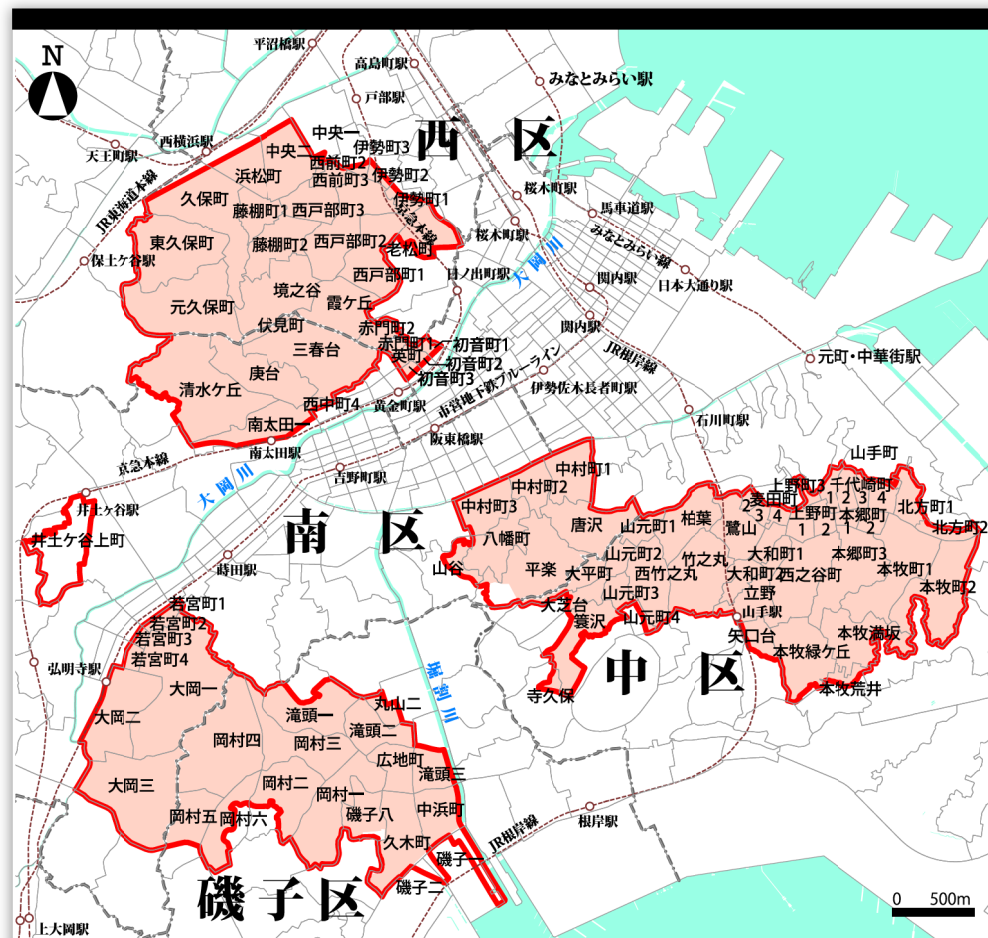
電話：045-662-2711 受付時間：平日9:00～12:00、13:00～16:00

※インターネットでもお申し込みが可能です。「横浜市 安全相談事業」で検索、または右記QRコードを読み取りください。

横浜市 安全相談事業 検索

# 事業対象地区

対象となる地区は以下の通りです。詳細な位置については、お問い合わせください。



**凡例**

- 事業対象地区
- 重点対策地域（不燃化推進地域）

＜事業所管＞  
横浜市 都市整備局  
防災まちづくり推進課

第1号様式(第5条第1項)  
(申込先) 横浜市長 年 月 日

**横浜市木造建築物安全相談事業 利用申込書**

フリガナ			
申込者氏名			
申込者住所	〒		
電話番号	-		
建築物所在地 (申込者住所と異なる場合記入)	〒 区		

**以下の内容をご確認ください。**

対象建築物の要件確認  木造  2階建て以下  築22年以上

以下についてご確認の上、同意欄にチェックしてください。(必須)

・本事業における耐震診断結果の説明並びに耐震改修及び不燃化改修の概算費用の算出のために、今回調査を行う建築物の、横浜市の「木造住宅耐震診断事業」及び「木造住宅訪問相談事業」の利用履歴及び調査結果について、事業所管課から提供を受けること。  
・横浜市の「木造住宅耐震改修促進事業」、「木造建築物不燃化・耐震改修事業」、「防災ベッド等設置推進補助事業」の補助申請があった際には、補助要件の適合性を確認するために、今回調査した建築物の耐震診断の利用履歴及び調査結果を事業所管課に提供すること。  
・本事業の調査結果を、横浜市が申込者以外の所有者(売買後の所有者を含む)、当該住宅の居住者及び賃借人に情報提供を行うこと。

上記全てに同意します

わかる範囲で結構ですので、調査を行う建築物についてご記入をお願いします。

形態	<input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅(店舗・事務所)		
新築年月	明治・大正・昭和・平成	年	月
建築確認通知日・番号(新築時)	昭和・平成	年	月 日 第 号
図面の有無	有・無	増築の有無	有・無
延べ面積(1・2階合計)	m <sup>2</sup>	敷地面積	m <sup>2</sup>

※ 申込日から2週間以上先の日程でお立会い可能な調査日を記入してください。(土日祝日可) 標準調査時間：3時間程度

現地調査日	第1希望	年	月	日	時	～
	第2希望	年	月	日	時	～